

枚方市産業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、京阪奈の結節点としての潜在力を持つ枚方市における産業の振興が地域の経済及び社会の活性化に果たす役割の重要性を踏まえ、産業振興に関する基本的な事項を定めることにより、次代の産業を担い、支える人づくりを促進するとともに、産業の基盤の安定及び強化並びにその健全な発展を促進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (2) 経済団体 商工会議所、商店会、農業協同組合その他の市内の産業の振興にかかわる団体をいう。
- (3) 中小企業者 個人経営に近い小規模企業者、零細企業と呼ばれるもの等、中規模以下の企業者をいう。
- (4) 商店街 市内において、小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。

(基本方針)

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、経済団体、教育機関、研究機関及び市民が連携協力して推進するものとする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

- (1) 商業については、事業者とくに中小企業者の持続的発展を基に、消費者にとっての魅力及び利便性を向上させる等、新たな顧客ニーズを開拓するとともに、交流とにぎわいの場を創出することにより、持続的な活性化を推進する。
- (2) 工業については、事業者とくに中小企業者の持続的発展を基に、企業団地等良好な操業環境の整備及び保全に努め、企業の立地及び設備投資を促すとともに、経営革新、技術革新等を通じて、新たな事業の創出及び事業の高度化を推進する。
- (3) 農業については、農地の保全と活用を図り、より安全で安心な農産物の供給及び地産地消を促進するとともに、農地の持つ多面的機能を生かした都市型農業の振興を推進する。
- (4) 観光については、観光資源の創出に努めるとともに、観光資源に関する魅力ある情報を市の内外に広く発信する等、観光事業を促進し、にぎわいを創出することにより、地域経済の活性化を推進する。

3 商業、工業、農業、観光等の各分野の枠組みを超えた取組により、枚方のブランド力を発信し、地域における人、物及び情報の交流並びに市産品の需要を拡大させる仕組みづくりを進め、新たな経済効果を創出するとともに、人づくりのネットワークの構築、インターンシップの拡充等を図り、次代の産業を担う人材の育成及び地域での雇用の確保を推進するものとする。

（市の役割）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、事業者、経済団体等の活動と連携して、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 商店街等地域商業の活性化のための施策
- (2) 地域工業の活性化のための施策
- (3) 中小企業者の発展に向けた施策
- (4) 農地の保全と活用を図り、農業の魅力を高めるための施策
- (5) 農業への理解を深め、多面的な機能を活用する施策
- (6) 観光の活性化のための施策
- (7) 伝統産業を支援するための施策
- (8) 事業者の経営基盤を安定させるための施策
- (9) 産業を担う人材育成及び雇用の確保のための施策
- (10) 産学公民の連携及び交流を促進するための施策
- (11) 商業、工業、農業、観光等の各分野の連携及び交流を促進するための施策
- (12) 勤労者の福利厚生の上昇を図るための施策

2 市は、前項に規定する施策を実施するほか、産業振興の推進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（事業者等の役割）

第5条 事業者は、地域の発展及び安全の確保、環境との調和等に向けた地域貢献活動により市民生活の向上に配慮するとともに、自らの創意工夫により、経営基盤の安定及び強化を図り、経営革新、技術革新等の推進、雇用の確保、人材の育成及び福利厚生の実施に努めるものとする。

2 事業者は、商工会議所、商店会、商工組合等の事業の共同化のための組織及びその連合会に積極的に加入するよう努めるとともに、市又は経済団体が行う産業振興及び地域活性化に資する事業に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

3 商店街において事業活動を行う者は、その地区の経済団体が、地域のにぎわいやもてなしの場を創出する事業を実施するときは、その事業に協力するよう努めるものとする。

4 経済団体は、事業者の事業活動を支援し、主体的に、又は市と連携して、産業振興及び地域活性化に資する施策を積極的に実施するよう努めるものとする。

（市民の理解と協力）

第6条 市民は、産業の振興が自らの生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することについて理解し、産業振興に向けた施策等に協力するよう努めるものとする。

（審議会の設置）

第7条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市産業振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、産業振興対策に関する重要事項について調査審議し、及び答申する。

3 審議会は、必要があると認めるときは、産業振興対策に関する重要事項について調査審議し、

市長に意見を述べることができる。

- 4 審議会は、市長が委嘱する委員12人以内で組織する。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則〔平成22年9月29日公布〕

- 1 この条例は、平成22年10月 1 日から施行する。
- 2 枚方市商工観光振興対策条例（昭和39年枚方市条例第23号）は、廃止する。